

5月5日～11日は「子どもの権利推進週間」「こどもまんなか児童福祉週間」

新潟市では、こどもたちの大切な権利とその権利を守る大人の責務を定めた「新潟市子ども条例」やこども一人一人の権利を尊重し、全てのこどもが豊かなこども期を過ごせるよう「新潟市子どもの権利推進計画」があります。

こどもの権利や健やかな成長について考え、未来を担うこどもたちの成長を見守りましょう。

問 こども政策課(☎025-226-1193)



詳しくはこちら



子どもの5つの権利

安心して生きる権利

身近な大人に思いや願いを受け止めてもらえる権利

自分らしく生きる権利

豊かに生き、育つ権利

社会に参加する権利



虐待かもと思ったら

虐待かもと思ったら、ためらわずに児童相談所虐待対応ダイヤル☎189(いちはやく)や、区役所健康福祉課へ連絡してください。



詳しくはこちら

秘密厳守

匿名可能

こども創造センター(中央区清五郎) こども・子育て関連イベントを開催

¥ 無料 問 同センター(☎025-281-3715)

塗り絵制作と展示

日 5月4日・5日(祝) 9時～17時 ※制作は16時半まで

ここうさ・ここねこグリーティング

日 5月5日(祝) 9時半、13時、15時

子ども条例などの啓発パンフレット、ノベルティグッズ配布

日 5月5日(祝) 9時～15時 ※なくなり次第終了

ゴールデンウィークスペシャル

こども創造センターや食育・花育センターなどで、さまざまなイベントを開催します。

※詳しくはいくとぴあ食花ホームページに掲載

日 5月4日・5日(祝)



同施設ホームページはこちら



「産後ケア」で安心して子育てを

産後は心身が不安定になりやすい時期です。産後の母親が安心して子育てを始められるよう、助産師などが必要なサポートを行う「産後ケア」について紹介します。

問 こども家庭課(☎025-226-1205)



詳しくはこちら

どんなサポートが受けられるの？

利用者一人一人の悩みを聞き、それぞれに合ったサポートをします。

- ♥ 出産後の体や乳房ケア、生活についてのアドバイス
- ♥ 沐浴や授乳、抱っこの仕方などの育児指導
- ♥ 赤ちゃんの成長のことなどの育児相談



どんな利用の仕方があるの？

以下の3つの利用方法があります。

- 宿泊型 産院などに宿泊する
- 通所型(デイケア) 産院などに日帰りで通う
- 訪問型 助産師が自宅に訪問する



どんな人が使えるの？

新潟市に住所がある産後の母親と生後6カ月未満(訪問型は1歳未満)の子で、以下の全てに該当する人が対象です。

- ♥ 家族などから十分な家事・育児の援助が得られない人
- ♥ 心身の不調や育児不安などがある人

例えばこんな人が利用できます



実家が近くにあるけど、自分の親は働いていて育児を手伝ってもらえない。でも一人で赤ちゃんを見るのは、まだ不安…



上の子は学校があって里帰りできない。でも、できれば産後しばらくはゆっくり休んで、自分の体調を戻したいな…

利用料金は？

各サービスを初めて利用する場合は1日(回)無料のチケットを使えます。

サービスの種類	利用時間	料金	利用可能回数
宿泊ケア	24時間(1泊2日) 3食提供あり	2,500円/日 1泊2日の場合5,000円	7日 1泊2日で「2日」とカウント
デイケア	6時間/日 1食提供あり	2,000円/日	7日(回) デイ・訪問ケアで合算
訪問ケア	90分/回	1,000円/回	

※市民税非課税世帯と生活保護世帯は半額。多胎児は加算料が別途発生する場合あり。初日(回)は無料

利用するにはどうすればいいの？

原則、妊娠8カ月から利用日の10日前までに申請が必要です。 ※申請方法や利用施設一覧など、詳しくは新潟市ホームページ=右上=に掲載

スマートフォンなどで二次元コードを読み取ってください

